

1 基本理念・計画目標・分野

このさっぽろ障がい者プラン2018を策定するために設置した「札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会」において、これまでのプランにおいても掲げてきた基本理念である「共生社会の実現」については、関連法との関係からも、継続して取り組んでいくべき重要な事柄であるとのご意見をいただきました。

このことを踏まえて、今後の施策の方向性については、これまでとの継続性を重視した基本理念をベースとし、この間の国の法制度等の動向や、障がいのある人のニーズを踏まえ、計画目標を新たに加えるなどの見直しを行います。

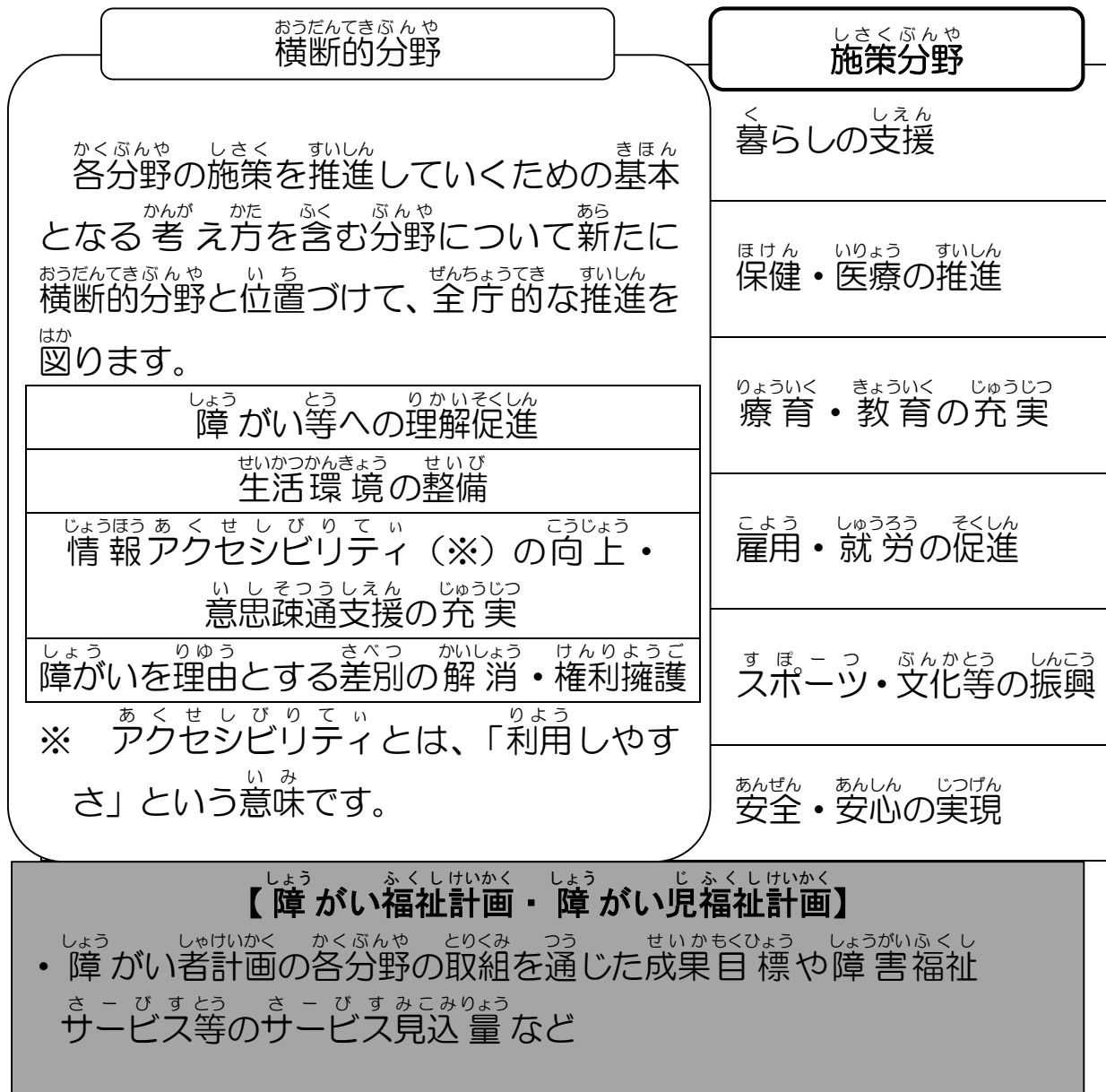
(1) 基本理念

障がいのある人もない人も、その命の尊厳が当然に保障され、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

(2) 計画目標

- 1 地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- 2 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 3 施設、病院から地域への移行推進と地域生活を支えるためのサービス提供基盤（⇒177ページ参照）の一層の充実
- 4 市民、事業者、行政などの連携強化による地域の福祉力の向上
- 5 障がいのある子どもへの支援
- 6 障がいを理由とする差別の解消

(3) 分野（障がい者計画）と障がい福祉計画・障がい児福祉計画



2 分野ごとの基本施策

10の分野それぞれに基本施策を設定し取組を推進していきます。

横断的分野1 障がい等への理解促進

- 1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進
- 2 公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進
- 3 ボランティア活動・社会貢献活動への支援

横断的分野2 生活環境の整備

- 1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進
- 2 住まいの確保

横断的分野3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実

- 1 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進
- 2 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進
- 3 障がいに配慮した市政情報の提供
- 4 情報通信技術による情報アクセシビリティの向上

横断的分野4 障がいを理由とする差別の解消・権利擁護

- 1 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 2 行政サービス等における合理的配慮の提供及び合理的配慮を受けやすくする環境の整備
- 3 権利擁護等の推進
- 4 障がい児・者虐待防止の推進

施策分野1 暮らしの支援

- 1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備

- 2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
- 3 福祉用具などの普及促進・利用支援
- 4 地域福祉を担う人材育成・確保

施策分野2 保健・医療の推進

- 1 障がいの原因となる疾病の予防対策、障がいの早期発見
- 2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
- 3 精神保健・医療の充実
- 4 難病に関する保健・医療施策の推進

施策分野3 療育・教育の充実

- 1 ライフステージに応じた支援体制の充実
- 2 療育の充実
- 3 学校教育の充実
- 4 成人期への移行支援

施策分野4 雇用・就労の促進

- 1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実
- 2 雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）
- 3 障がいのある人の一般就労の推進
- 4 福祉的就労における工賃向上

施策分野5 スポーツ・文化等の振興

- 1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

施策分野6 安全・安心の実現

- 1 災害や雪に強いまちづくりの推進
- 2 災害時における対応力の向上
- 3 地域における見守り活動の推進
- 4 消費者被害の防止